

共通番号の名寄せ利用に伴う加入者情報の整備の実施要領

株式会社証券保管振替機構

2023年10月31日

目 次

I. はじめに	P.2
II. 加入者情報の整備の概要	P.2
III. 加入者情報の整備の具体的な内容	P.5
1. 「共通番号」が一致する加入者情報の整備（フェーズ1）	P.5
a. 整備の方法	P.5
b. 実施時期	P.7
2. 「共通番号」が不一致の加入者情報の整備（フェーズ2）	P.7
a. 対象加入者の通知（第1回）	P.7
b. 「名寄せ解除予定加入者データ」の確認（第1回）	P.9
c. 対象加入者の通知（第2回、第3回）	P.10
d. 「名寄せ解除予定加入者データ」の確認（第2回、第3回）	P.10
e. 実施時期	P.11
別紙1	P.12
別紙2	P.19
別紙3	P.20
別紙4	P.22
参考	P.25

項目	内容	備考
I. はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券保管振替機構（以下「機構」という。）は、2023年6月26日から加入者情報の名寄せキー項目に個人番号及び法人番号（以下「共通番号」という。）を追加した名寄せ基準（以下「新名寄せ基準」という。）に基づき加入者情報の名寄せを行っている。 ・ 現行の加入者情報システムにおける自動名寄せでは「共通番号」を利用していないが、2025年度第4四半期（予定）に稼働の株主情報システムでは自動名寄せにおいても「共通番号」の利用を開始する。 ・ 機構は、株主情報システムの稼働に当たり、現行の加入者情報システムの稼働最終日の夜間バッチ処理終了後から株主情報システムの稼働前までの間に、既存の加入者情報に対して新名寄せ基準の一部を適用する（以下「加入者情報の移行」という。）。 ・ 加入者情報の移行を確実かつ円滑に実施するため、株主情報システムの稼働に先立って機構及び口座管理機関において、加入者情報の整備を実施する。 	<p>※ 機構は、システムによる自動名寄せと人手による目視名寄せの2段階で加入者情報の名寄せを行っている。</p> <p>※ 新名寄せ基準の内容については別紙1参照。</p> <p>※ 株主情報システム稼働後は、新名寄せ基準のすべてを適用する。</p>
II. 加入者情報の整備の概要	<p>○ 加入者情報の整備は、下表のとおり、加入者情報の移行の際に適用する一部の新名寄せ基準に基づいて、2つのフェーズに分けて実施する。</p>	

	新名寄せ基準	主体	方法	実施時期
フェーズ 1	「共通番号」が一致する場合	機構	・目視名寄せの実施 ・「加入者情報更新済通知データ」の作成	2024 年度上半期から株主情報システム稼働前まで
		口座管理機関	・「加入者情報更新済通知データ」の確認	
フェーズ 2	「共通番号」が不一致の場合	機構	・「名寄せ解除予定加入者データ」の作成	2025 年度第 2 四半期から第 3 四半期まで
		口座管理機関	・「名寄せ解除予定加入者データ」の確認 ・「加入者情報データ」等の通知	

※ 加入者情報の整備のイメージは別紙 2 参照。

○ 適用する新名寄せ基準は、以下のとおり。

① 「共通番号」が一致する場合の新名寄せ基準（別紙 1 のケース 2）

ア 個人

「共通番号」、「生年月日」及び「住所」が一致する場合、「氏名」又は「カナ氏名」のいずれかが不一致であっても名寄せする。

イ 法人

「共通番号」、「名称」及び「住所」が一致する場合、「カナ名称」、「代表者氏名」等が不一致であっても名寄せする。

② 「共通番号」が不一致の場合の新名寄せ基準（個人・法人共通）（別紙 1 のケース 3）

※ 「住所」については、住所コード化が可能な住所の場合、住所コード化部分が一致していることをもって一致と判定する。また、住所コード化が不可の住所の場合、住所全

	<p>「共通番号」が不一致の場合、他の名寄せキー項目が一致していても非名寄せとする。</p> <p>○ フェーズ1において、機構は、「共通番号」が一致する場合の新名寄せ基準を満たす加入者情報について日々目視名寄せを行い、その結果を「加入者情報更新済通知データ」として口座管理機関に通知する。口座管理機関は、「加入者情報更新済通知データ」の内容を確認し、必要な対応（後記Ⅲ. 1. a.参照）を行う。</p> <p>○ フェーズ2において、機構は、合計3回の作成基準日を設け、「共通番号」が不一致の場合の新名寄せ基準を満たす加入者情報に係る加入者口座コード等を一覧化した「名寄せ解除予定加入者データ」（Excel ファイル）を口座管理機関に通知する。口座管理機関は、「名寄せ解除予定加入者データ」の内容を確認し、必要な対応（後記Ⅲ. 2. b. 参照）を行う。</p>	<p>体の文字列が完全に一致していることをもって一致と判定する（個人・法人共通）。</p> <p>※ フェーズ2においては名寄せ解除は行わない。なお、加入者情報の移行時において共通番号が不一致の場合は名寄せが解除される。</p>
--	---	--

<p>III. 加入者情報の整備の具体的な内容</p> <p>1. 「共通番号」が一致する加入者情報の整備（フェーズ1）</p> <p>a. 整備の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構は、口座管理機関からの「加入者情報データ（新規登録）」等の受領を契機とすることなく、「共通番号」が一致する場合の新名寄せ基準を満たす加入者情報に紐づく株主等通知用データを抽出して目視名寄せを行い、その結果を「加入者情報更新済通知データ」により口座管理機関に通知する。 	<p>※ 「共通番号」が一致する加入者情報の整備の具体例は別紙3参照。</p> <p>※ 通常の名寄せは、口座管理機関からの「加入者情報データ（新規登録）」等の受領を契機に、加入者情報登録簿に登録した加入者情報等と、他の加入者口座情報等に基づき登録された株主等通知用データとの間で行っている。</p> <p>※ ここで機構が通知する「加入者情報更新済通知</p>
--	---	---

- ・ 機構は、口座管理機関における「加入者情報更新済通知データ」の確認の負荷を軽減するために、2024年度上半期から株主情報システムの稼働日の前営業日までの期間において、この目視名寄せの処理を分散して行う。
- ・ 口座管理機関は、「加入者情報更新済通知データ」の通知を受けた場合には、株式等振替制度に係る業務処理要領の定めに従って、以下の①～③の対応をする。
 - ①「加入者情報更新済通知データ」の内容が振替口座簿記録事項の変更に係るものであるときは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第139条の規定に基づき、直ちに、その備える振替口座簿について、登録済加入者に係る情報を更新する。
 - ②「加入者情報更新済通知データ」の内容について、必要に応じて該当の加入者に確認等をする。
 - ③配当金振込指定方式を指定無しとする旨を含む「加入者情報データ（新規登録）」を機構に対して通知していたにもかかわらず、機構から配当金振込指定方式が登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式で登録されている旨を含む「加入者情報更新済通知データ」を受領した場合は、次に掲げるところにより取り扱う。
 - ア 配当金領収証による受領への変更又は配当金振込指定の単純取次ぎへの切替えに関する取次ぎの請求を受けているとき

データ」においては、加入者情報の整備により更新されたものか否かを区別しない。

※ 左記①～③の対応は、株式等振替制度に係る業務処理要領（以下、「業務処理要領」という。）第1章第6節で定める「加入者情報更新済通知データ」が通知された場合の口座管理機関における後続処理と同様である。

※ 左記②に係る確認の結果、当該加入者から加入者情報に係る変更の届出等を受けたときは、別途業務処理要領で定めるところにより、「加入者情報

	<p>速やかに配当金振込指定方式を指定無しとする「加入者情報データ（変更）」を機構に通知する。</p> <p>イ アに該当しないとき</p> <p>「加入者情報更新済通知データ」によって通知された配当金振込指定方式が株式数比例配分方式であるときは、該当の加入者から当該方式による配当金の受領の委託を受けたものとして取り扱う。</p>	<p>データ」等を通知する。</p>
<p>b. 実施時期</p> <p>2. 「共通番号」が不一致の加入者情報の整備（フェーズ2）</p> <p>a. 対象加入者の通知（第1回）</p>	<ul style="list-style-type: none"> フェーズ1は、2024年度上半期から開始し、2025年度の株主情報システムの稼働前まで継続する。 機構は、第1回の作成基準日において、同一の株主等通知用データに名寄せされている加入者情報のうち、新名寄せ基準の適用により「共通番号」の不一致が原因で名寄せが解除されることが見込まれる加入者情報に係る加入者口座コード等を一覧化した「名寄せ解除予定加入者データ」を口座管理機関に通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 「名寄せ解除予定加入者データ」の詳細は別紙4参照。 ※ 合計3回予定されているフェーズ2の各回における作成基準日及び口座管理機関への「名寄せ解

- ・ 機構は、加入者情報の通知元口座管理機関に対して、加入者情報 Web 端末の申請・届出書等登録機能により以下の内容を通知する。

<名寄せ解除予定加入者データの項目>

- ①機構加入者コード（口座管理機関コード+区分口座コード）
- ②加入者口座コード

除予定加入者データ」の通知予定日については、2025 年度第 1 四半期に Target 保振サイトにより通知する予定。

※ 機構は、整備の対象とする加入者情報を通知したすべての通知元口座管理機関に「名寄せ解除予定加入者データ」を通知する。

※ 作成基準日において、機構に対し加入者情報の削除の通知がされている場合には、「名寄せ解除予定加入者データ」の対象としない。

※ 間接口座管理機関分は、その上位機関である直接口座管理機関を通じて通知する（第 2 回以降も同様）。

※ 第 1 回の作成基準日時

- ③個人・法人区分
- ④特別口座の開設有無
- ⑤株式数比例配分方式非取扱機関への口座開設
- ⑥株主等通知用データに採用されている氏名
- ⑦株主等通知用データに採用されているカナ氏名
- ⑧株主等通知用データに採用されている住所
- ⑨株主等通知用データに採用されている配当金振込指定方式
- ⑩名寄せ解除予定加入者データを作成した基準日

b. 「名寄せ解除予定加入者データ」の確認（第1回）

- ・ 口座管理機関は、機構から通知された「名寄せ解除予定加入者データ」の内容を確認し、加入者情報及び共通番号情報と加入者からの届出内容（加入者から受け入れた最新の本人確認書類等）に差異がないかを確認し、以下の対応を行う。
 - ①差異がある場合、速やかに「加入者情報訂正申告データ」を通知する方法により訂正する。
 - ②差異がない場合、必要に応じて加入者に届出内容が最新であるかを確認し、最新ではない場合は、「加入者情報データ（変更）」を通知する方法により更新する。
- ・ 第1回の「名寄せ解除予定加入者データ」の対象となった加入者情報については、第2回の作成基準日までにこれらの対応を行う。

点で整備の対象となる加入者が存在しない口座管理機関に対しては、「名寄せ解除予定加入者データ」は通知しない。

※ 加入者情報及び共通番号情報は、加入者情報Web 端末での画面照会又は加入者情報照会データのCSVダウンロードで取得できる。

※ 対象の加入者が法人である場合には、組織再編等により、法人番号、名称、代表者氏名又は所在地等が変更されている場合があることに留意する。

c. 対象加入者の通知（第2回、第3回）

- ・ 機構は、第1回と同様の方法で、口座管理機関に第2回及び第3回の作成基準日付の「名寄せ解除予定加入者データ」を通知する。

d. 「名寄せ解除予定加入者データ」の確認（第2回、第3回）

- ・ 口座管理機関は、第1回と同様の方法で、第2回及び第3回の「名寄せ解除予定加入者データ」の確認を行う。
- ・ 第2回の「名寄せ解除予定加入者データ」の対象となった加入者情報については、第3回の作成基準日までに上記b.の対応を行う。
- ・ 原則、第3回の「名寄せ解除予定加入者データ」については、第2回における対応の結果を確認するためのデータとして取り扱う。なお、第3回の「名寄せ解除予定加入者データ」についても、加入者情報の変更又は訂正を行うことで名寄せ解除を防止することが可能であるが、株主情報システム稼働前にその結果を確認することができないことに留意する。

※ 株主等通知用データに紐づく加入者情報の「共通番号」の不一致がすべて解消されない限り、「名寄せ解除予定加入者データ」の通知対象となるため、自社の登録内容を変更・訂正したにもかかわらず、他の通知元口座管理機関が変更・訂正を実施していない場合は、引き続き「名寄せ解除予定加入者データ」が通知される。

※ 第2回、第3回の作成基準日時点で整備の対象

<p>e. 実施時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ フェーズ 2 は、2025 年度第 2 四半期から第 3 四半期までの期間において、合計 3 回にわたり実施する予定である。 ・ 口座管理機関は、第 1 回の「名寄せ解除予定加入者データ」の受領から現行の加入者情報システムの稼働最終日（株主情報システム稼働日の前営業日）までの期間に加入者情報の整備を行う。 	<p>となる加入者が存在しない口座管理機関に対しては、「名寄せ解除予定加入者データ」は通知しない。</p> <p>※ 第 3 回の作成基準日以降において、整備の対象とするべき加入者情報を口座管理機関自らが検知した場合には、必要に応じて株主情報システム稼働前に加入者の変更又は訂正を実施する。</p>
----------------	--	---

以 上

2025年度第4四半期に稼働予定の株主情報システムにおいては、以下の新名寄せ基準の全ケースを適用する。なお、加入者情報の移行時は、ケース2及びケース3を適用する。

ケース	内容	加入者情報の移行時に適用するケース
1	「共通番号」が一致する場合、「カナ氏名」、「生年月日」が未登録であっても、「氏名」、「住所」が一致すれば名寄せする。	
2	「共通番号」、「生年月日」及び「住所（※）」が一致する場合、「氏名」又は「カナ氏名」のいずれかが不一致であっても名寄せする。 【法人】「共通番号」、「名称」及び「住所（※）」が一致する場合、「カナ名称」、「代表者氏名」等が不一致であっても名寄せする。 <small>※「住所」については、住所コード化が可能な住所の場合、住所コード化部分が一致していることをもって一致と判定する。また、住所コード化が不可の住所の場合、住所全体の文字列が完全に一致していることをもって一致と判定する（個人・法人共通）。</small>	○
3	「共通番号」が不一致の場合、他の名寄せキー項目が一致していても非名寄せとする。	○
4	「共通番号」が未登録の場合には、他のキー項目がすべて一致する場合に名寄せとする。	

2. 名寄せとするケース (1/5)

ケース1 : 「共通番号」が一致する場合、「カナ氏名」、「生年月日」が未登録であっても、「氏名」、「住所」が一致すれば名寄せとする。

(1) 個人の場合

#	共通番号	氏名	カナ氏名	住所		生年月日
				住所コード化部分	番地号以下	
1	○	○	○	○	○	△
2	○	○	△	○	○	△

(2) 法人の場合

該当なし

<凡例>

- : 加入者情報データと株主等通知用データのキー項目がともに登録されており、内容が一致
- × : 加入者情報データと株主等通知用データのキー項目がともに登録されており、内容が不一致
- △ : 加入者情報データと株主等通知用データのキー項目の一方が未登録又は双方が未登録

2. 名寄せとするケース (2/5)

ケース2 : 「共通番号」及び「生年月日」が一致する場合、「氏名」若しくは「カナ氏名」のいずれか又は「住所の番地号以下」が不一致であっても名寄せとする。

(1) 個人の場合

#	共通番号	氏名	カナ氏名	住所		生年月日
				住所コード化部分	番地号以下	
1	○	○	○	○	×	○
2	○	○	△	○	×	○
3	○	○	×	○	×	○
4	○	×	○	○	×	○

<凡例>

- : 加入者情報データと株主等通知用データのキー項目がともに登録されており、内容が一致
- ×
- △ : 加入者情報データと株主等通知用データのキー項目の一方が未登録又は双方が未登録

2. 名寄せとするケース (3/5)

ケース2 : 「共通番号」及び「名称」が一致する場合、「カナ名称」、「住所の番地号以下」、「代表者氏名」等が不一致であっても名寄せとする。

(2) 法人の場合

#	共通番号	名称	カナ名称	住所		代表者氏名	代表者カナ氏名
				住所コード化部分	番地号以下		
1	○	○	○	○	×	○	○
2	○	○	○	○	×	○	△
3	○	○	○	○	×	○	×
4	○	○	○	○	×	×	○
5	○	○	△	○	×	△	○
6	○	○	△	○	×	○	△
7	○	○	×	○	×	○	○
8	○	○	×	○	×	○	×
9	○	○	○	○	×	×	△
10	○	○	○	○	×	×	×

<凡例>

- : 加入者情報データと株主等通知用データのキー項目がともに登録されており、内容が一致
- ×
- △ : 加入者情報データと株主等通知用データのキー項目の一方が未登録又は双方が未登録

2. 名寄せとするケース (4/5)

#	共通番号	名称	カナ名称	住所		代表者氏名	代表者カナ氏名
				住所コード化部分	番地号以下		
11	○	○	△	○	×	○	○
12	○	○	△	○	×	×	○
13	○	○	△	○	×	×	△
14	○	○	△	○	×	×	×
15	○	○	×	○	×	×	○
16	○	○	×	○	×	△	×
17	○	○	×	○	×	○	×
18	○	○	×	○	×	○	×

<凡例>

- : 加入者情報データと株主等通知用データのキー項目がともに登録されており、内容が一致
- ×
- △ : 加入者情報データと株主等通知用データのキー項目の一方が未登録又は双方が未登録

2. 名寄せとするケース (5/5)

ケース4 : 「共通番号」が未登録の場合には、他のキー項目がすべて一致する場合に名寄せとする。

(1) 個人の場合

#	共通番号	名称	カナ名称	住所		代表者氏名	代表者カナ氏名
				住所コード化部分	番地号以下		
1	△	○	○	○	○	○	○

(2) 法人の場合

#	共通番号	名称	カナ名称	住所		代表者氏名	代表者カナ氏名
				住所コード化部分	番地号以下		
1	△	○	○	○	○	○	○
2	△	○	○	○	○	○	△
3	△	○	△	○	○	○	○
4	△	○	○	○	○	○	×

<凡例>

- : 加入者情報データと株主等通知用データのキー項目がともに登録されており、内容が一致
- ×
- △ : 加入者情報データと株主等通知用データのキー項目の一方が未登録又は双方が未登録

3. 非名寄せとするケース

ケース3：「共通番号」が不一致の場合、他の名寄せキー項目が一致していても非名寄せとする。

(1) 個人の場合

#	共通番号	氏名	カナ氏名	住所		生年月日
				住所コード化部分	番地号以下	
1	×	○	○	○	○	○

(2) 法人の場合

#	共通番号	名称	カナ名称	住所		代表者氏名	代表者カナ氏名
				住所コード化部分	番地号以下		
1	×	○	○	○	○	○	○

<凡例>

- ：加入者情報データと株主等通知用データのキー項目がともに登録されており、内容が一致
- ×
- △：加入者情報データと株主等通知用データのキー項目の一方が未登録又は双方が未登録

【注】本紙は2022年9月28日開催の第22回株式等諮問委員会・第17回ETF諮問委員会資料の内容を再編集したものであり、その内容に変更等はない。

フェーズ	新名寄せ基準	日程 主体	2024年度		2025年度	
			第1～4四半期	第1四半期	第2～3四半期	第4四半期
フェーズ 1	「共通番号」が 一致する場合	機構	<ul style="list-style-type: none"> ・目視名寄せの実施 ・「加入者情報更新済通知データ」の作成、通知 			
		口座管理 機関	<p style="text-align: center;">日々通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「加入者情報更新済通知データ」の確認 ・「加入者情報データ」等の通知 <p style="text-align: right;">必要に応じて通知</p>			
フェーズ 2	「共通番号」が 不一致の場合	機構	<ul style="list-style-type: none"> ・「名寄せ解除予定加入者データ」の作成、通知 			
		口座管理 機関	<p style="text-align: center;">計3回通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「名寄せ解除予定加入者データ」の確認 ・「加入者情報データ」等の通知 <p style="text-align: right;">必要に応じて通知</p>			

「共通番号」が一致する場合の名寄せ基準を満たす株主等通知用データについて、機構の目視名寄せによって名寄せとする。

具体例は以下のとおり。

株主等通知用データA	
加入者情報A（A証券）	
氏名	保振 花子
カナ氏名	ホフリ ハナコ
住所コード化部分	東京都中央区日本橋兜町
番地号以下	7番1号
生年月日	1978年4月17日
配当金振込指定方式	登録配当金受領口座方式
共通番号	123456789012
機構への通知日	2022年10月1日

・「氏名」及び「住所（番地号以下）」が不一致のため、名寄せされていない

・「共通番号」及び「生年月日」が一致するため、「共通番号」が一致する場合の名寄せ基準を満たす



株主等通知用データB	
加入者情報B（B証券）	
氏名	振替 花子
カナ氏名	ホフリ ハナコ
住所コード化部分	東京都中央区日本橋兜町
番地号以下	1番1号
生年月日	1978年4月17日
配当金振込指定方式	株式数比例配分方式
共通番号	123456789012
機構への通知日	2020年10月1日

株主等通知用データC	
氏名	保振 花子
カナ氏名	ホフリ ハナコ
住所コード化部分	東京都中央区日本橋兜町
番地号以下	7番1号
生年月日	1978年4月17日
配当金振込指定方式	登録配当金受領口座方式

共通番号が一致する加入者情報の整備 (2/2)

加入者情報の整備による名寄せの結果は、「加入者情報更新済通知データ」(※) によって通知する。

(※) 「加入者情報更新済通知データ」の通知方法やレイアウト等に変更はない。

口座管理機関は、「加入者情報更新済通知データ」の通知を受けた場合には、通常の名寄せを行った際の「加入者情報更新済通知データ」の通知を受けた際と同様の対応を行う。

株主等通知用データC			
氏名	保振 花子		
カナ氏名	ホフリ ハナコ		
住所コード部分	東京都中央区日本橋兜町		
番地号以下	7番1号		
配当金振込指定方式	登録配当金受領口座方式		
名寄せされた加入者情報データ			
加入者情報A (A証券)		加入者情報B (B証券)	
氏名	保振 花子	氏名	振替 花子
カナ氏名	ホフリ ハナコ	カナ氏名	ホフリ ハナコ
住所コード部分	東京都中央区日本橋兜町	住所コード部分	東京都中央区日本橋兜町
番地号以下	7番1号	番地号以下	1番1号
配当金振込指定方式	登録配当金受領口座方式	配当金振込指定方式	株式数比例配分方式



・名寄せ後の株主等通知用データとの差異がないため、「加入者情報更新済通知データ」は通知されない。



<加入者情報更新済通知データ>
 氏名：保振 花子
 番地号以下： 7番1号
 配当金振込指定方式：“登録配当金受領口座方式”

新名寄せ基準の適用により「共通番号」の不一致が原因で名寄せが解除されることが見込まれる加入者情報に係る加入者口座コード等を一覧化した「名寄せ解除予定加入者データ」を口座管理機関に通知する。

A証券・B証券・C証券は、「名寄せ解除予定加入者データ」の内容を確認し、加入者情報及び共通番号情報と加入者からの届出内容の差異を確認する。

株主等通知用データA					
加入者情報A (A証券)		加入者情報B (B証券)		加入者情報C (C証券)	
加入者口座コード	1234560-000...	加入者口座コード	9999960-000...	加入者口座コード	9875660-000...
氏名	保振 花子	氏名	保振 花子	氏名	保振 花子
カナ氏名	ホフリ ハナコ	カナ氏名	ホフリ ハナコ	カナ氏名	ホフリ ハナコ
住所コード部分	東京都中央区日本橋兜町	住所コード部分	東京都中央区日本橋兜町	住所コード部分	東京都中央区日本橋兜町
番地号以下	1 番 1 号	番地号以下	1 番 1 号	番地号以下	1 番 1 号
生年月日	1978/4/17	生年月日	1978/4/17	生年月日	1978/4/17
共通番号	000000000000	共通番号	123456789012	共通番号	111111111111



<名寄せ解除予定加入者データ>
 機構加入者コード： 1234560
 加入者口座コード： 1234560-000...
 個人・法人区分： 個人
 ・
 ・
 (略)
 ・
 ・
 作成基準日： 20250801

<名寄せ解除予定加入者データ>
 機構加入者コード： 9999960
 加入者口座コード： 9999960-000...
 個人・法人区分： 個人
 ・
 ・
 (略)
 ・
 ・
 作成基準日： 20250801

<名寄せ解除予定加入者データ>
 機構加入者コード： 9875660
 加入者口座コード： 9875660-000...
 個人・法人区分： 個人
 ・
 ・
 (略)
 ・
 ・
 作成基準日： 20250801

名寄せ解除予定加入者データの詳細 (2/3)

「共通番号」が不一致となる加入者情報が紐づく株主等通知用データに共通番号が未登録の加入者情報が存在する場合は、その通知元口座管理機関にも「名寄せ解除予定加入者データ」を通知する。

株主等通知用データA					
加入者情報A (A証券)		加入者情報B (B証券)		加入者情報C (C証券)	
加入者口座コード	1234560-000...	加入者口座コード	9999960-000...	加入者口座コード	9875660-000...
氏名	保振 花子	氏名	保振 花子	氏名	保振 花子
カナ氏名	ホフリ ハナコ	カナ氏名	ホフリ ハナコ	カナ氏名	ホフリ ハナコ
住所コード部分	東京都中央区日本橋兜町	住所コード部分	東京都中央区日本橋兜町	住所コード部分	東京都中央区日本橋兜町
番地号以下	1 番 1 号	番地号以下	1 番 1 号	番地号以下	1 番 1 号
生年月日	1978/4/17	生年月日	1978/4/17	生年月日	1978/4/17
共通番号	000000000000	共通番号	123456789012	共通番号	未登録



＜名寄せ解除予定加入者データ＞
 機構加入者コード： 1234560
 加入者口座コード： 1234560-000...
 個人・法人区分： 個人
 ・
 ・
 (略)
 ・
 ・
 作成基準日： 20250801

＜名寄せ解除予定加入者データ＞
 機構加入者コード： 9999960
 加入者口座コード： 9999960-000...
 個人・法人区分： 個人
 ・
 ・
 (略)
 ・
 ・
 作成基準日： 20250801

＜名寄せ解除予定加入者データ＞
 機構加入者コード： 9875660
 加入者口座コード： 9875660-000...
 個人・法人区分： 個人
 ・
 ・
 (略)
 ・
 ・
 作成基準日： 20250801

名寄せ解除予定加入者データの詳細 (3/3)

株主等通知用データに紐づく加入者情報の「共通番号」の不一致がすべて解消されない限り、「名寄せ解除予定加入者データ」の通知対象となる。

そのため、自社の登録内容を変更・訂正したにもかかわらず、他の通知元口座管理機関が変更・訂正していない場合は、引き続き「名寄せ解除予定加入者データ」が通知される。

➤ 第1回「名寄せ解除予定加入者データ」の作成基準日

株主等通知用データA					
加入者情報A (A証券)		加入者情報B (B証券)		加入者情報C (C証券)	
加入者口座コード	1234560-000...	加入者口座コード	9999960-000...	加入者口座コード	9875660-000...
共通番号	000000000000	共通番号	123456789012	共通番号	111111111111

・A証券、B証券、C証券すべてに「名寄せ解除予定加入者データ」を通知する。

➤ 第2回「名寄せ解除予定加入者データ」の作成基準日 (この日までに加入者情報Bの共通番号が変更)

株主等通知用データA					
加入者情報A (A証券)		加入者情報B (B証券)		加入者情報C (C証券)	
加入者口座コード	1234567-000...	加入者口座コード	9999999-000...	加入者口座コード	9875643-210...
共通番号	000000000000	共通番号	000000000000	共通番号	111111111111

・株主等通知用データA全体では、「共通番号」が一意になっていないため、第1回と同じくA証券、B証券、C証券すべてに「名寄せ解除予定加入者データ」を通知する。

実施要領に関して寄せられたご質問等を以下のとおりFAQとしてとりまとめた。
 今後、必要に応じて追記を行っていく予定である。

No.	質問	回答
1	<p>【機構の目視名寄せ（フェーズ1）による事務量の目安について】</p> <p>「共通番号」が一致する加入者情報の整備（フェーズ1）の対象となる加入者情報の件数はどの位か。また、口座管理機関における事務量が想定できる件数の目安はわからないか。</p>	<p>「共通番号」が一致する加入者情報の整備（フェーズ1）の対象となる加入者情報の件数は、全口座管理機関の累計で最大で30万件程度となる見込みです。また、フェーズ1の対象となる加入者情報の名寄せは、2024年度上半期の遅い時期から1年超の期間で分散して行うことを予定しています。口座管理機関ごとの事務量の目安に直接結び付くものではありませんが、フェーズ1において、全口座管理機関ベースで1日あたり約1,000件程度の名寄せを行う想定です。</p> <p>（注）・上記件数は、2023年9月末時点での想定のもので。 ・現在、日々の制度運営においては全口座管理機関の累計で1日あたり約8,000件前後の名寄せを行っています。</p>
2	<p>【属性ごとの名寄せ（フェーズ1）について】</p> <p>「共通番号」が一致する加入者情報の整備（フェーズ1）において、例えば、個人・法人の別や、居住者・非居住者の別など、一定の属性ごとに、実施時期を区分することはできないか。</p>	<p>左記の属性ごとに実施時期を区分することはできません。</p> <p>「共通番号」が一致する加入者情報の整備（フェーズ1）において、機構は現行の加入者情報システムの目視名寄せの機能を活用して名寄せを行います。同システムにおいて左記の分類ごとに処理タイミングを区分するような機能を有していないことがその理由です。</p>

No.	質問	回答
3	<p>【通知日の間隔（フェーズ2）について】</p> <p>「共通番号」が不一致の加入者情報の整備（フェーズ2）の「名寄せ解除予定加入者データ」の通知については、口座管理機関から株主への確認等の時間を確保するため、加入者情報の移行日から余裕を持った日程で通知されることが望ましいが、具体的な通知日を確認したい。</p>	<p>現時点で各回の「名寄せ解除予定加入者データ」の通知日は未定ですが、第3回の「名寄せ解除予定加入者データ」の通知日については、加入者情報の移行日（現行の加入者情報システムの最終稼働日）から1か月以上の間隔を設けることとします。</p>